

① 補償内容

基本プラン

● 傷害死亡・後遺障害

共済期間内に発生した事故によるケガを原因として、事故の日から180日以内に死亡した場合には全額を、後遺障害状態になった場合にはその程度に応じて共済金を支払います。

● 個人賠償責任補償

共済期間内に日本国内で誤って他人の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金を支払います。

● 救済者費用

共済期間内に発生した事故により、遭難・死亡した場合、あるいは継続して7日以上入院をした場合に、留学生本人または親族が支出した救済費用(捜索費用・交通費・宿泊費など)を共済金として支払います。

● 傷害治療費用

共済期間内に発生した事故によるケガを原因として、日本国内で医師の治療を受けた場合に、その診察費・治療費・手術費・入院費などの治療費用を、事故の日から180日を限度として共済金として支払います。*1 *2

● 病気治療費用

共済期間内に発病した病気により、共済期間内に日本国内で医師の治療を受けた場合に、その診察費・治療費・手術費・入院費などの治療費を、治療を開始した日から180日を限度として共済金として支払います。*1 *2

● 病気死亡

共済期間内に発病した病気により、共済期間内に死亡した場合に共済金を支払います。

● 学校事故対策費用

共済期間内に発生した学生の事故・病気により、学校等がその事故の処理に要した費用を共済金として支払います。

火災プラン

● 家財補償

共済期間内に発生した火災、破裂、爆発、風災、外部からの物体の飛来などの事故により、学生が所有する家財に損害が生じた場合に、1回の事故につき30万円を限度として、共済金を支払います。

● 盗難補償

共済期間内に発生した盗難により、学生が所有する家財に損害が生じた場合に、1回の事故につき30万円を限度として、共済金を支払います。ただし、家財1品目につき10万円を限度とします。

● 水害補償

共済期間内に発生した水災により、学生が所有する家財に損害が生じた場合に、1回の事故につき30万円を限度として、損害額の70%を共済金として支払います。

● 借家人賠償責任補償

共済期間内に学生が火災、破裂、爆発、漏水などの事故を起こし、借用している戸室に損害を与えた結果、家主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき50万円を限度として共済金を支払います。

任を負った場合に、1回の事故につき50万円を限度として共済金を支払います。

*1 国民健康保険から支払いがなされる部分については、支払対象となりません。また、国民健康保険に加入していない留学生が負担した治療費用のうち、国民健康保険に加入していれば国民健康保険から給付された費用を除いた、負担額(30%)を支払います。

*2 短期プランのE、Fプランは負担額の70%を、H、Iプランは100%を支払います。

* すべての共済金は、本組合から学校等に対しては支払われた後、学校等所定の「見舞金規程」などに基つき、学校等から学生に対して「見舞金」として支払われます。

② 申し込み方法

● 加入資格

本制度における留学生は、本組合の組合員である学校等に在籍する留学生に限るものとします。

● 加入申込み

所定の書類に記載の上、在籍する学校等の担当者まで提出してください。

● 本制度の開始

在籍する学校等が本組合に対して毎月末日までに加入申込書を提出し、かつ、在籍する学校等から本組合に共済掛金が払い込まれた場合には、その加入申込書に記載された責任開始日の午前零時より補償が開始します。

● 本制度の期間

本制度の期間は、責任開始日からそれぞれ申込みされた期間満了日の午後12時までとします。

③ 共済金をお支払いできない主な場合

- 以下の事由に該当する場合には、共済金をお支払できません。
- ◆ 学校等または留学生の故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による場合
- ◆ 戦争およびテロによる場合
- ◆ 原因の如何を問わず、頸椎捻挫、脊髄症等の頸部症候群、または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア等で医学的他覚所見が認められないもの
- ◆ 妊娠、出産、流産、早産等およびこれらに起因する病気
- ◆ 歯科疾病によるもの(ただしけがによる歯科治療を除く)

● 募集に関する禁止事項について

- 本組合は、「留学生プラン」の契約募集に際し、以下の事項・行為を禁止します。
- ◆ 偽の告知、重要事項の不告知、またはそれらを勧奨すること
 - ◆ 不利益な事項を説明せず、旧契約を消滅させる行為
 - ◆ 誤認の恐れのある契約の比較提示
 - ◆ その他共済ならびに本契約の保護に欠ける行為

重要事項のご説明

● 個人顧客情報の安全管理措置等について

個人情報につきましては、本組合の「留学生プラン」の契約履行のためにだけに利用し、当該情報の漏洩、滅失または毀損の防止を図るために必要な措置を講じます。また、当該情報は、本組合事務局、業務委託先会社において、本契約履行のために利用いたします。プライバシーポリシーをHPに掲載しております。HPもあわせてご覧ください。

※本契約の補償内容等についてご不明な点は、本組合事務局までお問い合わせください。

※共済金のご請求の際は、事由発生から速やかに本組合事務局までご連絡ください。



文部科学省認可
日本語学校協同組合

JAPANESE LANGUAGE INSTITUTE CO-OPERATION

<http://www.jlic.or.jp/>

事務局

東京都千代田区九段南2-3-9 サン九段ビル2階

TEL 03-3261-8755

FAX 03-3261-6488

日本語学校協同組合の

新「留学生プラン」

基本プラン
短期プラン
火災プラン



心配しないで。
これがあるよ。



文部科学省認可

日本語学校協同組合

JAPANESE LANGUAGE INSTITUTE CO-OPERATION

日本語学校協同組合とは?

日本語学校協同組合は、日本語学校で日本語を学ぶ学生に、より良い学生サービスと学校サービスを提供するために設立された文部科学省認可の事業協同組合です。本紙にて内容をご確認の上、在籍する日本語学校までお申込みください。

2018年4月1日改訂

<http://www.jlic.or.jp/>

新

日本語学校協同組合の「留学生プラン」

心おきなく
夢実現の日々。
日本語学校協同組合が
後押し!

母国を離れ、生活環境や文化の違いから来る様々の不安と戸惑いがつきまとう留学生活。その気持ちはあなただけでなく遠く離れたご家族にとっても同様です。日本語学校協同組合には、留学生の皆さまが日本での学習の日々を安心してお過ごしいただくための補償制度「新・留学生プラン」があります。このプランへのご加入が、あなたの目標を安全に達成するための第一歩です。



例えばこんな時どうしますか?

Case 1 ケガをした!

傷害治療費用

駅の階段で転倒し、足を捻挫した。

治療費用
8,940円をお支払い。

Case 3 ケガを負わせた!

個人賠償責任補償

自転車で接触、相手はケガをして12日間通院。治療費、休業損害、慰謝料を請求された。

損害賠償金
223,650円のお支払い。

Case 2 カゼをひいた!

病気治療費用

インフルエンザで治療を受けた。

治療費
4,260円をお支払い。

Case 4 入院で両親が来日!

救援者費用

友人の家で帰国のための荷物を整理中、誤って窓ガラスに首をはさまれて重体となり約1ヶ月入院。その間、中国から両親が救援に。治療費の他に救援者費用

554,017円をお支払い。

病気死亡
病気がもとで万が一亡くなられた場合に見舞金をお支払い。

傷害死亡・後遺傷害
交通事故などのケガがもとで万が一亡くなられた場合、また後遺症が残ってしまった場合に共済金をお支払い。

留学生交通事故相談室
TEL 03-3261-8755

日本での日常生活のなかで起こる様々な交通事故、自転車と人、自転車どうし、あるいは車と。事故処理の適切なアドバイスをいたします。
※ただし、学校を通じての相談となります。

日本語学校協同組合は

海外からの留学生を主体に、日本語学校で日本語の修得を目指す方たちに安心して学べるよう、補償制度「新・留学生プラン」をはじめ、学生・学校サービスを提供するために設立・運営されています。日本語学校協同組合の「新・留学生プラン」は、日本語学校協同組合加盟の日本語学校で取り扱っています。

① 基本プラン

補償種目／共済金額	プランB	プランC
傷害死亡・後遺障害	200万円	300万円
個人賠償責任補償	1億円	1億円
救援者費用	100万円	100万円
見舞金制度	傷害治療費用	70万円
	病気治療費用	70万円
	病気死亡	200万円
	学校事故対策費用	10万円
	プランC	100万円
		100万円
		300万円
		10万円

※国民健康保険に加入していない留学生が負担した治療費用のうち、国民健康保険に加入していれば国民健康保険から給付されていたであろう費用を除いて、負担額の30%を支払います。

2018年4月1日以降の契約から、掛金据え置きのまま個人賠償責任補償額だけを**1億円**にアップしました。

共済期間／共済掛金	プランB	プランC
1ヵ月	1,700円	2,100円
2ヵ月	2,500円	3,100円
3ヵ月	3,300円	4,000円
4ヵ月	4,200円	5,000円
5ヵ月	5,000円	6,000円
6ヵ月	5,800円	7,000円
7ヵ月	6,500円	7,900円
8ヵ月	7,200円	8,800円
9ヵ月	7,900円	9,600円
10ヵ月	8,600円	10,400円
11ヵ月	9,300円	11,200円
12ヵ月	10,000円	12,000円

② 短期プラン特約付帯

※国保に加入できない短期学生のためのプラン

共済期間／共済掛金	治療費用70%補償プラン		治療費用100%補償プラン	
	プランE	プランF	プランH	プランI
1ヵ月	3,800円	4,700円	6,500円	8,000円
2ヵ月	5,600円	6,800円	9,500円	11,600円
3ヵ月	7,400円	8,900円	12,600円	15,200円
4ヵ月	9,400円	11,300円	16,100円	19,300円
5ヵ月	11,300円	13,500円	19,300円	23,100円
6ヵ月	12,900円	15,500円	22,100円	26,500円

③ 火災プラン 災害見舞費用特約・借家人賠償責任見舞費用特約付帯

補償種目	支払限度額
災害（火災、落雷、破裂・爆発、風雪災、飛来、漏水など）	30万円 (再調達価額)
盗難	30万円 (1組10万円限度)
水害	30万円 (損害額の70%補償)
借家人賠償	500万円 (免責金額なし)

共済期間	共済掛金
1ヵ月	860円
2ヵ月	1,260円
3ヵ月	1,660円
4ヵ月	2,110円
5ヵ月	2,500円
6ヵ月	2,910円
7ヵ月	3,260円
8ヵ月	3,610円
9ヵ月	3,960円
10ヵ月	4,310円
11ヵ月	4,660円
12ヵ月	5,000円